

防衛省との意見交換会（第1回）

防衛施設の建設工事に係る改善要望事項

2024年9月

一般社団法人 防衛施設強靱化推進協会

1 契約制度・契約手続きに係る要望について

(1) 発注予定情報等の公表時期及び公表内容について

昨今の建設業界においては、2024年問題や深刻な人手不足に加え、民間工事及び公共工事の投資需要の増加により、社内人員体制の調整、JV組成及び協力業者の確保など、受注体制の構築について、早期に検討を行う必要があります。

このことから、各地方防衛局が公表している工事発注見通しの早期公表、発注見通しに掲載している情報（工事規模（金額）、工事内容、工期、技術者の資格要件など）の具体化、情報更新の頻度、変更情報の都度更新など、発注予定情報の提供方法について、改善を要望します。

また、単年度の情報に加え、中長期の発注見通しの公表も要望します。

(2) 入札手続き期間及び申請資料等について

今年度から建設業においても時間外労働の上限規制が適用され、建設会社の本支店の社員においても、働き方改革への対応が喫緊の課題となっております。

このことから、入札公告から開札までの入札手続き期間の延長、技術提案書等提出資料の簡素化、応札機会を増やすための公告時期の平準化、長期休暇を鑑みた応札スケジュール、公告資料の充実等、働き方改革を踏まえ、入札制度の改善を要望します。

(3) 入札参加資格要件（企業及び技術者に求める実績等）について

昨今、社会的な問題となっている技術者不足により、配置可能な技術者不足、JV組成に協力できる企業が減少するなど、企業側の応札環境は悪化しております。

このことから、企業や配置予定技術者に求める施工実績の更なる緩和、監理技術者の兼任規定の緩和、配置予定技術者の実績における従事期間の緩和、監理技術者の実状に則した専任時期の柔軟な運用等、入札参加資格要件の緩和について、改善を要望します。

(4) 秘密の保全措置について

防衛省・自衛隊における秘密保全は、国の安全確保、他国との情報共有及び信頼関係維持のため、必要不可欠なものであり、建設工事においても保全措置の徹底は重要なことだと考えております。

このことから、建設会社の保全措置徹底を目的とし、基地毎に一部相違がある秘密保全に係る基準類の一本化、秘密保全措置の標準仕様に関する説明会の実施、秘密保全措置に係る費用の適正な積算規定等、秘密保全措置に係る制度等について、改善を要望します。

2 ECI方式の発注に係る要望について

ECI方式の発注においては、事業の特性から発注件数の集中化や大規模工事化が顕著になっており、また、工事内容の詳細が不明確なものも多く、受注者の参加判断の上で事業規模負担、職員配置の時期や現場施工体制構築検討、技術提案の的が絞れない等、工事参入障壁となっていることが課題となっております。

このため年度発注件数の平準化や基地毎、駐屯地毎の発注時期の提示に加え、工区分け等による発注規模、長期工期の抑制、工事概要明確化、技術提案の標準案提示、業務費の積算基準の公表、詳細な二次資料の配布・配布時期の早期化、入札参加条件の一部緩和など受注者の工事参入障壁を低減させる発注の方法について、改善を要望します。

また、定期的な全国案件説明会開催や希望者による現地視察の事前実施も要望します。

3 建設工事の発注に係る要望について

(1) 工期設定について

働き方改革の対応や技術者不足、ゲリラ豪雨等の異常気象など、昨今、工期に影響を及ぼす様々な事象があり、十分な工事期間の確保が必要となっております。

このことから、週休二日制（土日閉所）の取り組みを踏まえた工期設定、入門申請期間を含めた工期設定、工事着手時期の変更や異常気象等に伴う遅延を見込んだ工期設定など、工事発注時点から遅リスクを事前に考慮した十分な工事期間を確保できるよう適切な工期設定の改善を要望します。

また、小規模な工事においては、工期が必要以上に長く設定されているため、参加の障壁となる可能性がありますので、併せて改善を要望します。

(2) 遠隔臨場など建設現場におけるDXの取組について

働き方改革への対応、技術者不足などの建設業界の情勢を踏まえると、遠隔臨場の活用は大変有意義なものとなります。

建設工事の生産性向上を踏まえて、更なるBIM・CIMの活用、基地（部隊）内のリモート環境整備、DXの取り組みや新技術活用に係る適正な費用の計上等、更なる取り組みの実施を要望します。

(3) 見積活用方式について

発注者側の積算価格と実勢価格との乖離がある工種・製品が多くある工事においては、入札参加の意欲が低下する場合があります。防衛省の発注において、見積活用方式を採用することは、入札参加意欲を向上させ、大変意義のある施策だと考えております。

その上で、見積提出期間の延長、見積活用対象工種の拡大、入札前の見積活用単価の公表など、見積活用方式の運用について、改善を要望します。

(4) 標準図活用方式について

標準図活用方式による発注においては、建物の種類によっては当初図面で算出した工事費と、設計完了後の図面で算出した工事費で大きな乖離があるなど、様々な面で当初想定と異なる点が出てくるため、事前の計画を立てるのが困難となっております。

このことから、標準図活用方式での発注は極力避けることとし、実施設計が完了した後の設計図面による発注を要望します。

なお、標準図活用方式で発注する場合においては、見積活用方式の採用、設計完了後の図面・資料の速やかな提示、設計完了後から工事着手までの十分な協議期間・確認期間の確保等の改善を要望します。

(5) 設計変更、工事一時中止への対応等について

昨今、建設工事の契約締結後に、施工条件の変更、異常気象への対応等、当初契約時に想定していない要因により、工期の変更や請負代金額の変更等が必要となる事案が散見されております。これら事態への対応においては、現場職員の業務負担増はもとより、協力会社との変更協議が必要不可欠となります。

このことから、設計変更、工事一時中止等の対応において、以下の事項について改善を要望します。

① 設計変更（スライド、遠隔地の労働者確保への対応含む）

- ・ 設計変更期間の確保
- ・ 変更内容の情報提供の早期化
- ・ 設計変更時の単価採用方法
- ・ スライド条項の適切な運用（社会情勢を鑑みた物価上昇率の採用等）
- ・ 遠隔地の労働者確保に伴う請負代金額の変更（交通費・滞在費の実費精算含む）及び工期変更
- ・ 工期延長時の共通仮設費等の増額変更等

② 工事一時中止

- ・ 協力業者の従事状況に合わせた柔軟な工期延長の対応
- ・ 工事一時中止及び解除時期の情報提供の迅速化
- ・ 工事中止期間中の諸費用の計上等

(6) その他、発注者の体制等について

技術者不足への対応、若手技術者の活用促進等、様々な取り組みをお願いしているところですが、以下の事項につきましても改善の検討をお願いします。

- ① 関連工事との調整に対する発注者の支援
- ② 発注者側のワンデーレスポンスの取り組みの徹底
- ③ 基地への立ち入り申請の手続き簡素化等